新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新知事が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋） | 旧知事が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋） |
| （趣旨） | （趣旨） |
| 第１条　この規則は、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、知事が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第１条　この規則は、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、知事が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| （死者に係る個人に関する情報の開示等） |  |
| 第１条の２　条例第６条第１項ただし書の規定に基づき、個人に関する情報（死者に関するものに限る。）を開示することができる者は、次に掲げる者とする。 |  |
| (１)　当該死者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は２親等以内の血族 |  |
| (２)　当該死亡した未成年者又は成年被後見人の生前における法定代理人 |  |
| (３)　前２号に掲げる者のほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年高知県条例第34号）第９条第１項の規定により置かれた高知県個人情報保護審議会（第３項において「審議会」という。）の意見を聴いて知事が認める者 |  |
| ２　前項に規定する者は、公文書の開示を請求するときは、知事に対し、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。 |  |
| (１)　当該者に係る運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券その他これらに類する書類として知事が認めるもの |  |
| (２)　当該者に係る戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書その他その資格を証明する書類として知事が認めるもの |  |
| ３　第１項の規定にかかわらず、知事は、当該情報を開示することにより当該死者の利益を害するおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該情報の全部又は一部について開示しないことができる。 |  |
| ４　第１項に規定する者は、知事に対し、当該死者に代わって訂正請求（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第90条第２項に規定する訂正請求をいう。以下この条において同じ。）及び利用停止請求（同法第98条第２項に規定する利用停止請求をいう。以下この条において同じ。）をすることができる。ただし、訂正決定等（同法第94条第１項に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（同法第102条第１項に規定する利用停止決定等をいう。）又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、同法及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の定めるところによる。 |  |
| ５　前項の規定に基づく訂正請求及び利用停止請求に関し必要な事項は、知事が別に定める。 |  |
| （実施機関が定める者） | （実施機関が定める者） |
| 第２条　条例第６条第１項第２号エの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第１号及び第２号に掲げる職員にあっては、高知県公安委員会又は高知県警察本部長が管理する公文書において開示しなければならないとされる者を除く。（１）から（３）略 | 第２条　条例第６条第１項第２号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第１号及び第２号に掲げる職員にあっては、高知県公安委員会又は高知県警察本部長が管理する公文書において開示しなければならないとされる者を除く。（１）から（３）略 |
| (公文書開示請求書等） | (公文書開示請求書等） |
| 第３条　条例第９条に規定する開示請求書は、別記第１号様式によるものとする。２　前項の開示請求書の記載に不備がある場合は、知事は、開示請求をしたものに対し、補正を求めることができる。 | 第３条　条例第９条に規定する開示請求書は、別記第１号様式によるものとする。２　条例第11条第１項の規定に基づく開示請求は、情報公開システム（同項に規定する情報公開システムをいう。）の開示請求に係る入力画面により行うものとする。３　第１項の開示請求書の記載又は前項の入力事項に不備がある場合は、知事は、開示請求をしたものに対し、補正を求めることができる。 |
| (第三者に対する意見書提出の機会の付与の方法等） | (第三者に対する意見書提出の機会の付与の方法等） |
| 第４条の３　略３　条例第12条の２第４項の規定による通知は、別記第11号様式により行うものとする。 | 第４条の３　略３　条例第12条の２第３項の規定による通知は、別記第11号様式により行うものとする。 |
| (公文書の開示の方法等） | (公文書の開示の方法等） |
| 第５条　略３　公文書の写し等（条例第13条第３項の公文書を複写した物の写し等を含む。第７条第１項において同じ。）の交付を受けることができる部数は、公文書１件名につき１部とする。 | 第５条　略３　公文書等の写し等の交付を受けることができる部数は、公文書１件名につき１部とする。 |
| （費用負担を要しない場合等） |  |
| 第７条　条例第14条第１項ただし書の知事が別に定める場合は、既に公文書の写し等を交付した部分について、裁決又は判決に基づき開示する範囲を広げて再度開示する場合とする。２　条例第14条第３項の知事が別に定める送付に要する費用は、郵便料金とする。 | 第７条　削除 |
| (公文書等の写し等の交付に要する費用の額等） | (公文書等の写し等の交付に要する費用の額等） |
|  | 第８条　条例第14条の公文書等の写し等の交付に要する費用は、当該写し等の作成及び送付に要する費用とする。２　条例第14条の知事が定める額は、公文書等の写し等の作成に要する費用については別表に定めるとおりとし、当該写し等の送付に要する費用については郵便料金とする。３　公文書等の写し等の交付に要する費用は、当該写し等の交付を受ける前に納付しなければならない。４　条例第14条ただし書の知事が別に定める場合は、既に写し等を交付した部分について、裁決又は判決により、開示する範囲を広げて再度開示する場合とする。 |
| (諮問をした旨の通知書） | (諮問をした旨の通知書） |
| 第８条　条例第15条の３第３項の規定による通知は、別記第12号様式により行うものとする。 | 第９条　条例第15条の３第３項の規定による通知は、別記第12号様式により行うものとする。 |
| (インターネットの利用による公表の方法） |  |
| 第９条　条例第18条の規定によるインターネットを利用する方法による公表は、高知県のホームページにより行うものとする。 |  |
| (運用状況の公表の方法） | (運用状況の公表の方法） |
|  | 第10条　条例第18条の規定による運用状況の公表は、高知県公報に登載してするものとする。 |
|  |  |
|  | 別表（第８条関係） |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公文書の種類 | 交付する写し等 | 金額 |
| １　文書（２を除き、複製物を 含む。） | (１)　用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り） | 用紙１枚につき10円 |
| (２)　用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り） | 用紙１枚につき50円 |
| 略 | 略 | 略 |
| ３　外部に委託して作成することを要するもの | 当該写しの作成に要した委託金額 |

 |
| 別記第10号様式（第４条の３関係） | 別記第10号様式（第４条の３関係） |
| 公文書の開示請求に関する意見について（照会） | 公文書の開示請求に関する意見について（照会） |
| ［別紙参照］ | ［別紙参照］ |
| 別記第11号様式（第４条の３関係） | 別記第11号様式（第４条の３関係） |
| 公文書の開示決定に関する通知書 | 公文書の開示決定に関する通知書 |
| ［別紙参照］ | ［別紙参照］ |